

小型空調プラン定義書

平成30年10月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 使用量の算定	2
5. 料金	2
6. その他	2

付 則

1. 実施の期日	3
2. 旧選択約款にもとづくガス使用契約	3

(別 表)

1. 早収料金の算定方法	3
2. 料金表	3

小型空調プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kw (30US. RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

2. 適用条件

- (1) お客様が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。
- (2) この定義書にもとづく契約を3.(3)に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12カ月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。

3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際お客様は、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 新たにこの定義書にもとづく契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日

と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約または一般ガス供給約款や他のガス料金プラン定義書に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に他のガス料金プラン定義書（一般ガス供給約款に定める料金を除きます）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

4. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

5. 料金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書は、平成30年10月1日から実施いたします。

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施日以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A その他期の使用量が0立方メートルから60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B その他期の使用量が60立方メートルをこえ、130立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C その他期の使用量が130立方メートルをこえる場合に適用いたしません。

料金表D 冬期の使用量が0立方メートルから60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期の使用量が60立方メートルをこえ、130立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期の使用量が130立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月につき	864.00円
--------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	92.03円
------------	--------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月につき	1,340.40円
--------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	84.09円
------------	--------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月につき	2,591.00円
--------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	74.47円
------------	--------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月につき	864.00円
--------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	108.35円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月につき	1,339.80円
--------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	100.42円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月につき	2,591.70円
--------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	90.79円
------------	--------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。